

特定屋外貯蔵タンクの保有水平耐力の評価に係る技術援助の実施細則

平成9年10月21日危保細則第12号
最終改正 令和8年4月7日危保細則第4号

第1 目的

この細則は、危険物保安技術協会（以下「協会」という。）が、特定屋外貯蔵タンクを保有する事業者等の依頼を受けて実施する保有水平耐力の評価に係る技術援助（以下「技術援助」という。）の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 技術援助の内容

実施する技術援助の内容は、次のとおりとする。

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第20条の4第2項第1号の2に定める保有水平耐力の評価

第3 技術援助の手続き等

- 1 技術援助を受けようとする者（以下「委託者」という。）は、様式第1の「技術援助委託書」（以下「委託書」という。）に保有水平耐力の評価に必要なタンク本体の設計図書（以下「設計図書」という。）二部を添えて、協会に提出するものとする。
- 2 協会は、委託書の内容を確認のうえ、様式第2により技術援助契約書を二通作成し、捺印のうえ委託者に送付するものとする。
- 3 委託者は、前項により送付された契約書に捺印のうえ、二通のうちの一通を協会に返送するとともに、危険物保安技術協会技術援助等実施規程第4条に定める受託料を協会の指定する口座に振り込むものとする。

第4 報告

協会は、技術援助が終了したときは、委託者に対し様式第3の報告書により報告を行うとともに、第3.1により提出された設計図書のうち一部について協会の証印を捺印のうえ、委託者に送付するものとする。

附 則

この細則は、平成9年10月22日から実施する。

附 則（平成11年10月19日危保細則第14号）

この細則は、平成11年10月19日から実施する。

附 則（令和3年10月20日危保細則第8号）

この細則は、令和3年12月1日から実施する。

附 則（令和8年4月7日危保細則第4号）

この細則は、令和8年5月1日から実施する。

技術援助委託書

* 契約番号

年 月 日

危険物保安技術協会

理事長 殿

会社名； _____

所在地； _____

代表者名； _____

下記により、技術援助について委託します。

設置者	所在地					
	氏名	電話番号；				
設置場所						
タンクの呼称又は番号						
タンク容量						
設置の許可年月日及び許可番号						
設置の完成検査年月日及び検査番号						
所轄消防本部等						
希望契約期間		契約日 ~ 年 月 日 まで				
技術援助項目		特定屋外貯蔵タンクの保有水平耐力の評価に係る技術援助				
連絡先	契約書	担当者名	担当部署名	事業所名	電話番号	
		電子メールアドレス				
		住所	〒			
連絡先	請求書	担当者名	担当部署名	事業所名	電話番号	
		電子メールアドレス				
		住所	〒			
* 手数料		* 消費税	* 合計			
				* 受付欄		

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
 - 委託書はタンク 1 基ごとに作成すること。
 - * 印の欄は記入しないこと。

技術援助契約書

		契約番号	—
<p>甲と乙は、特定屋外貯蔵タンクの保有水平耐力評価に係る技術援助について、年 月 日付け「技術援助委託書」に基づき、下記のとおり契約を締結する。</p> <p>年 月 日</p> <p>所在地 ;</p> <p>(甲) 代表者 ; 危険物保安技術協会 理事長 印</p> <p>所在地 ;</p> <p>(乙) 代表者 ; 印</p>			
契約期間	契約日 ~ 年 月 日 まで		
契約内容	特定屋外貯蔵タンクの保有水平耐力の評価に係る技術援助		
受託料	手数料	円	合計 円
	消費税	円	

備考 この契約に定めのない事項及び疑義のある事項については、別途甲乙協議して定めるものとする。

様式第3

特定屋外貯蔵タンクの保有水平耐力の評価に係る
技術援助報告書

年 月 日			
殿			
危険物保安技術協会 理事長			
契約番号及び契約年月日	第 一 号	年 月 日	
設置許可番号及び設置許可年月日	第 一 号	年 月 日	
契約に係る特定屋外タンク 貯蔵所の設置場所		タンク 番号	(kl)
技術援助の結果を下記のとおり報告します。			
記			